

諏訪市選告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による3分の1の数は次のとおりである。

令和8年6月1日

諏訪市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 正好

13,096 人